

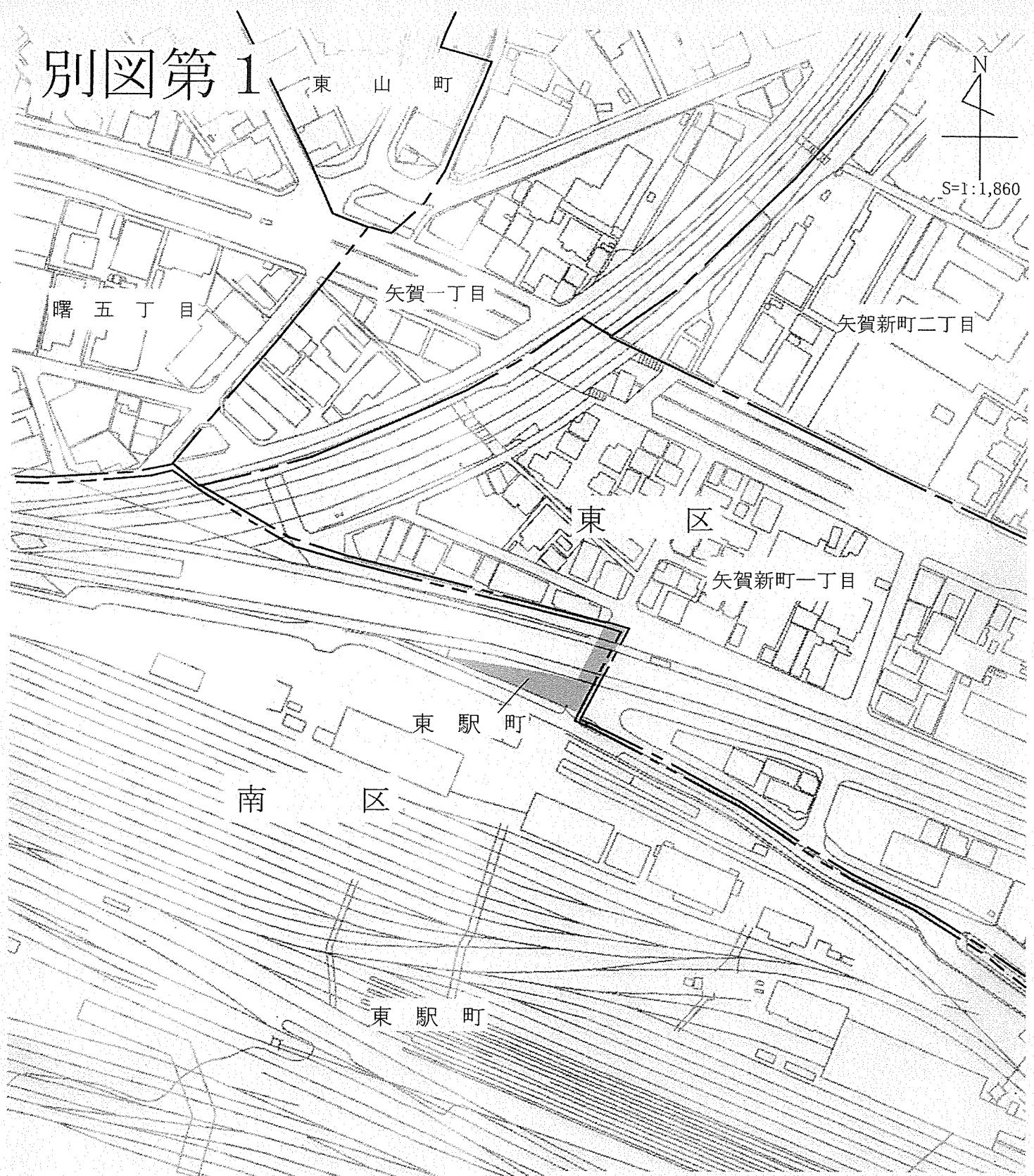
**広島県告示第千八十五号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、平成十九年十一月十九日から、広島市の別図第一に示す区域内の町の区域を廃止し、その区域をもつて別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があつた。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤田雄山

# 別図第1



凡 例	
---	従来の区界
○○丁目	従来の町界 町名
	町の区域を変更する区域

# 別図第2

東山町

曙五丁目

矢賀一丁目

矢賀新町二丁目

東 区

矢賀新町一丁目

矢賀新町一丁目

東駅町

南 区

東駅町

S=1:1,860

大州三丁目

## 凡 例

-----	従 来 の 区 界
○○丁目	従 来 の 町 界 町 名
[■]	町の区域を変更する区域
-----	新 区 界
○○丁目	新 町 界 町 名